

## 大阪地方裁判所委員会（第46回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

平成31年3月5日（火）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

### 1 日時

平成31年3月5日（火）午後2時から午後4時30分まで

### 2 場所

大阪地方裁判所第8会議室

### 3 出席者

（委員）井田香奈子，上村昌也，小原一泰，加戸正和，黒田美佳，杉本壽，所千夏，長田真里，森長敬，松本岳，花崎政之，小野憲一，村越一浩（敬称略）

（説明者）菊地浩明，大須賀寛之，高原知明，遠藤謙太郎，藪田貴史，横井真由美

（事務担当者）北川清，竹口智之，島田幸彦，稲葉浩

（庶務）大西千流，熊澤雄介

### 4 配布資料

パワーポイントのスライド資料等

### 5 議題

民事訴訟のIT化の現状について

### 6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所長挨拶

(2) 委員紹介等

(3) 前回の委員会における委員の御意見への取組について

▲：前回の委員会では、「裁判員裁判事件に係る広報活動の現状について」をテーマに取り上げ、これまで裁判所が行ってきた広報行事及び新たに企画検討中の広報行事について、有職者層や無関心層の裁判員制度に対する関心を高め、抵抗感、不安感なく裁判員裁判に参加していただくために、広報行事の内容や周知、案内の方法として、どのような工夫、改善が考えられるか、委員の皆様から様々な御意見や御提案をいただいたが、まず初めに、前回の委員会で皆様から御質問があった内容について、その後の調査なども踏まえ、三点ほど補足説明をさせていただきます。

1点目は、辞退率の上昇・出席率の低下の御説明をした際にいただいた、大阪特有の事情があるか、データを全国平均と比較して何か特徴があるかという御質問についてである。おおまかな傾向としては、辞退率が上がり、出席率が下がるなど、大きく異なるところはないということになるが、細かく見ると、平成29年までは、辞退率、出席率ともに全国平均よりも数パーセント低いという傾向が見られる。

なお、平成30年は、大阪の出席率が上昇し、全国平均を上回っている。

2点目は、辞退された方の偏りはないのか、例えば男女別や職業別の割合はどうか、との御質問についてである。

この点については、前回も御紹介した全国調査、すなわち株式会社NTTデータ経営研究所により平成29年3月に作成された「裁判員候補者の辞退率上昇、出席率低下の原因分析業務報告書」によれば、選任手続期日に出席した裁判員候補者の職業別・年代別・性別の構成割合と平成22年及び平成27年の国勢調査における実際の人口構成とを比較し、その割合に偏りが生じていないかどうか

ついて検証した結果、「職業別・年代別・性別のいずれについても、選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成割合は、平成22年及び平成27年の国勢調査の結果と大きく異ならず、上記のような現象は生じていないことが判明した。」(72頁)と報告されているので、御紹介させていただく。

3点目は、辞退率についての諸外国との比較である。裁判所においても、研究員を派遣するなどして各国の陪審・参審制度を調査しているが、陪審・参審の対象事件、1件ごとに選任しているか、任期制になっているかによって異なるし、選任候補者となる対象者の抽出方法や選任期日への呼出方法についても様々であることなどから、単純な比較は難しいというのが実情である。

続いて、前回の委員会において皆様から頂戴した御意見や御提案の内容と、その後の裁判所における取組の内容について御報告させていただく。

まず、特に有職者層にとっては、裁判員裁判手続に参加するためにどの程度の時間拘束されるのかが一番の関心事であり、広報行事等において裁判所から発信される情報と実態との間に乖離があれば、参加意欲を低下させることにもなりかねないことから、審理日数等について裁判員制度の運用実態に即した最新の情報を発信することが重要である、との御意見をいただいた。

このような御意見を踏まえ、その後、裁判所において実施している裁判員制度に係る広報行事においては、審理日数が比較的長期間となった場合の審理スケジュールもイメージしていただけるように説明の内容を見直した。

次に、裁判員制度を国民にとって一層身近なものと感じていただくためには、裁判員等経験者の生の声を伝える工夫が必要なのではないか、との御意見をいただいた。

このような御意見も踏まえ、実際に裁判員等を経験された方に対して裁判所が実施している広報活動を積極的に御案内した結果、昨年12月に補充裁判員を経験された方が所属する企業に裁判官が出向き、経験者に感想をお話しいただくな

どの内容を取り入れた出張説明会を実施することができた。また、今月（平成31年3月）も補充裁判員を経験された方がお勤めの学校に出向いて出張説明会を実施するほか、裁判員を経験された方の所属するボランティア団体から申込みをいただいた裁判員制度ふれあい見学会を実施する予定になっている。今後もこのような裁判員等経験者の生の声を伝える機会をさらに増やすことができるよう、裁判員等経験者に対して裁判所の広報活動を積極的に御案内していきたいと考えている。

このほか、裁判員等経験者の生の声を広く国民に伝える新たな広報企画として、5月18日に法曹三者や報道関係者のほか裁判員等経験者にパネリストとして御参加いただく形でのパネルディスカッションを実施したいと考えており、現在、企画内容の詳細について検討を進めているところである。

さらに、特に中小企業においては休暇が取りにくく、また、会社側も従業員を裁判員候補者として送り出すことに抵抗感がある、会社や上司の理解が得られれば従業員も裁判員裁判手続に参加しやすくなるのではないかと、そのために中小企業の経営者層をターゲットにした広報活動も重要である、との御提案もいただいた。

そこで、現在、大阪府内の複数の経営者団体に声掛けをして、裁判員制度について説明する機会を設ける方向で調整を進めており、一部の団体からは前向きな返事をいただいているところである。この企画では、経営者として関心をお持ちであろう内容を中心に御説明させていただき、裁判員候補者に選ばれた従業員を快く裁判所に送り出していただけるような企画内容にしたいと考えているところである。

最後に、2月5日に実施した新企画「裁判員裁判体験ツアー」について、皆様からは、最高裁から裁判員候補者名簿記載通知が送付され、国民の関心が高まっている時期に広報活動を行うことは有益であるが、従前から実施している広報行

事の内容とさほど変わりはなく、有職者層の積極的な参加を促すような内容にはなっていないのではないか、との御指摘をいただいた。

このような御指摘を踏まえ、これまでの裁判員制度の説明を中心とした企画内容ではなく、実際に裁判員候補者として裁判所から呼出しを受けた場合とできるだけ近い環境を作り、裁判員候補者として初めて裁判所を訪れた緊張感を味わっていただくだけでなく、模擬の審理や評議を通じて裁判員としての面白さややりがいを感じられるような、裁判員候補者目線に立った企画内容にブラッシュアップした。

新企画の広報活動としては、新聞記事やケーブルテレビで新企画を案内していただいたほか、裁判官がラジオ番組に出演して新企画を宣伝するなど、あらゆるチャンネルを活用して広報活動を行った結果、募集定員である120人の御応募をいただくことができた。

御参加いただいた方の年齢構成や職業は、アンケートにお答えいただいた方のみの数値になるが、40歳代以下が約24パーセントであるのに対し、50歳代以上が約76%と、参加者の年齢層は高くなっている。

次に、職業について見てみると、仕事をされている方の割合は、パート・アルバイトを含めると、約59パーセントと半数以上を占めている。

その他、参加された方からは、「難しい、選ばれたくないと思っていたが、自分でも役に立てるのではと思えるようになった。」、「裁判員に選ばれることがあれば、社員や家族にも勧めたいと思った。」といった声をいただいた。特に、実際の裁判員等経験者12人にサポーターとして参加していただき、御自身の経験を語っていただいたことを受けて、「より具体的な体験ができ、サポーターの方のお話が聞けて大変参考になった。」、「サポーターの方がみなさんもう一度裁判員をやりたいと言われていたので、好感を持った。」などと非常に好意的な評価をいただくことができた。

この他にも、皆様からいただいた貴重な御意見や御提案を踏まえて、今後も国民の皆様には裁判員制度への関心や参加意欲を高めていただくことができるように、さらに効果的、戦略的な広報活動を展開していきたいと考えている。

(4) 民事訴訟のIT化の現状について説明

(5) 電話会議を利用した弁論準備手続とウェブ会議を利用した争点整理手続の実演

(6) 質疑応答及び意見交換



◇：ウェブ会議による争点整理手続について、先ほどの実演では、当事者双方が代理人事務所にいる設定だったが、本人訴訟の場合には、当事者が自宅や海外などにもいることも考えられる。そのような場合も、パソコンと通信環境さえあれば手続は可能なのか。

▲：技術的には可能であるが、裁判手続の性質上、当事者がいる環境は静謐であるのが好ましいし、また、当事者が外国にいる場合には、日本の裁判権が及ぶのかという問題がある。そのため、当事者がいるのは、極力、日本国内で、かつ、弁護士事務所等の守秘性が確保された場所であるのが好ましい。

◇：裁判手続等のIT化については、利用者から見て非常に強いニーズがあると

の説明があったが、ここでいう利用者とは誰を指すのか。例えば、医療界においては、例えば遠隔医療を行う場合には、病院を相手にやり取りする場合と、患者個人を相手にする場合とで対応はだいぶ異なってくる。IT化を進めるに当たっては、ターゲットとする範囲を明らかにする必要があると考える。

▲：政府の検討では、裁判の当事者となりうる国民一般を指すようである。委員御指摘のとおり、手続の運用を考えるに当たっては、どのような方が利用されるのかということを検討していく必要がある。ITが導入された場合には、裁判手続が国民一般から見てわかりやすいものかという点以外にも、機器の使い勝手等の新たな問題も生じるので、そうした点を十分に意識しながら運用を検討していく必要があると考える。

◇：フェーズ1から3までの段階を経てIT化の実現を行うという説明があったが、各フェーズの実現時期はどれくらいになる予定なのか。

▲：フェーズ1については、来年度（2019年度）には、すなわち、遅くとも2020年の3月までには試行できるように準備を進めることとされている。また、フェーズ2や3については、早急に立法に向けた準備を行っていくこととされている。

◇：ウェブ会議の方法で争点整理手続を行う際の当事者の居場所についての話があったが、当事者が国内にいるかどうかは、どのようにして確認するのか。

▲：現在の実務で行われている電話会議の場合には、当事者本人の携帯電話に架電する際には、裁判所書記官が、期日の開始前に電話をつないで、電話の相手方が誰なのか、どこにいるのかという点を確認することが多い。ウェブ会議による争点整理手続の場合も、同じような方法を採用することになるのではないか。

◇：裁判手続等のIT化の内容として、e提出についての説明があった。主張・証拠をオンライン提出に一本化とのことだったが、訴状もオンライン提出できるようになるということか。

▲：フェーズ2以降でこれから法制化に向けた検討がされていく部分ではあるが、政府の検討会での議論によれば、訴訟手続におけるすべての書類を電子化し、訴訟記録自体を電子的なものにするとされており、訴状の提出もオンライン化することを検討しているようである。

◇：IT化へのプロセスのフェーズ1として、現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用を検討していくという説明があったが、本日、実演のあったウェブ会議による争点整理手続は、これに該当するのか。

▲：該当する。民事裁判においては、主張と証拠を整理するために争点整理手続というものを行うのだが、本日は、現行法の枠組みを前提に、IT機器を用いて同手続を実演したものである。

なお、争点整理手続において当事者双方の言い分を突合し、争点が確定した後は、証人尋問等の証拠調べ手続を行うこととなる。

◇：そうすると、実演で行われた手続は、公開の法廷で行う証人尋問等の前哨戦という位置付けになるのか。

▲：そのとおりである。

◇：先ほどのウェブ会議による争点整理手続の実演においては、当事者役の方から、事案の核心に触れると思われるような発言があったが、私自身は、当事者が嘘をついているのかどうかという点に気を取られてしまった。必ずしも鮮明とは言えない画面越しでしか当事者を見られないような状況下であっても、今回の実演のように当事者から重要な発言がされることもあるかと思うが、裁判官は不安に思わないのか。

▲：争点整理手続は、その後の手続で確認すべきポイントは何かという点を明らかにするためのものである。したがって、争点整理手続における当事者の発言等に基づいて心証を形成したり、判断を行うということはしていない。

■：実務上、弁論準備手続で当事者本人が自分の言い分をいろいろ述べるのは珍

しいことではないが、あくまでも争点を整理するための手続なので、そこで出てきた当事者の発言や態度等で裁判所が心証を形成することはない。心証は、あくまでも争点整理後の証拠調べ手続で形成するものであるが、現行法の下では、当事者が裁判所に出頭しないe法廷による証拠調べを行うことはできない。

▲：争点整理手続は、何が争点なのか、どのような証拠があるのかといったことを整理するための手続であるため、心証を形成することはしていない。IT化プロセスのフェーズ2に入り、法廷における証人尋問が行われるようになった場合には、先ほどの実演でお示ししたような解像度で耐えうるのか、検討が必要になると考える。

■：先ほど申し上げたとおり、e法廷の方法により証人尋問を行うためには法律の改正が必要であり、現行法下での手続を前提とするフェーズ1では実施しない。

◇：現行法の下でも、先ほどの実演のような、当事者双方が不出頭というケースはあり得るのか。

▲：実演で行ったのは、書面による準備手続という手続であり、当事者双方が不出頭のまま、電話による通話だけで行える手続である。ただし、この手続は、いわゆる期日ではないため、主張や証拠の提出は行えず、期日に向けた準備が行えるだけと制約が大きいものである。そのため、実務上、あまり行われるものではないが、現行法の下で、双方不出頭のまま争点整理手続を行うには、この書面による準備手続の方法によるほかない。本日の実演でお見せした当事者双方の言い分の整理や、ファイル共有ソフトを用いて行った書証の確認等は、すべて提出に向けた準備行為という位置付けとなる。

◇：将来的には、証人尋問もウェブ会議で行えるようになるのか。

▲：法制化の中で論点として検討されているようである。現行法の下でも、証人等が遠方にいる場合等に、テレビ会議による尋問を行うことがあるが、この方法

では、裁判所に設置してあるシステムを使用するので、尋問を受ける証人等は、システムの置いてある近くの裁判所に出頭しなければならないという制約がある。法制化に向けて検討されているのは、尋問すべてをウェブ会議、テレビ会議の方法で行えるようにするものだと聞いている。

■：ビジネス等におけるウェブ会議の利用に関し、メリット・デメリットについての御意見があれば伺いたい。

▲：スカイプで会議を行うことがあるが、遠方からでも参加できるというメリットがある一方で、雰囲気をつかめない、あるいは、自分が雰囲気を作ることができないといったデメリットがあると感じる。

■：将来的には、ウェブ会議の方法により裁判所が和解を試みることがあるかもしれないが、IT化に向けた模擬裁判を行ってみて、やりにくさのようなものは感じるか。

○：当事者と一緒の場に居合わせた方が、話の早い部分があることは事実である。ただ、一方で、遠方にいる当事者の出頭を確保するとなると、日程調整に時間がかかったり、当事者に不便をかけたという点も出てくる。模擬裁判では、双方の代理人と和解に向けた話合いを行ったので、ウェブ会議特有のやりにくさはそこまで感じなかったが、当事者本人を説得するという点になれば、やはり出頭してもらい直接話をした方がやりやすいということはあると思う。

◇：私の所属する建築業界でも、ウェブ会議を行うことがある。まれに、会議室で行われる長時間の会議に1人だけウェブ会議の方法で参加するようなことがあるが、先ほどの御意見のとおり雰囲気をつかみづらいこともあり、ストレスを感じることもある。また、ウェブ会議で複雑な議論を行おうとすると、議論がずれていくように感じることもある。

◇：私が見てきた範囲では、ウェブ会議は、職場内部での会議等で使用することが多く、外部と接続することはあまりなかった。裁判手続で使用するとなれば、

裁判所から外部に接続するということになるが、裁判所において、もし内部のIT化が進んでいないのなら、まずはそこから始めた方がよいと考える。

なお、私個人は、仕事をする上でDropboxというオンラインストレージサービスを利用しているが、ファイルを更新した場合のファイル名の付け方等、ファイルを共有する上でのルールを設けておくことが重要だと感じる。

■：只今御指摘のあった裁判所内部のIT化についてだが、裁判所では、テレビ会議システムが導入されており、複数の裁判所間でテレビ会議を行うことができる。また、会議室の予約等はイントラネット上で行っている。

◇：医学界では、テレビ会議の方法により会合等に参加することがある。たしかに、雰囲気把握しづらいというデメリットはあるが、日程調整の手間、一定の場所に多人数が集うことによる旅費等のコスト等を考慮すると、有用な方法だと感じる。

また、医療現場では、いわゆる無医村との関係で、スマートフォンを使用して患部等の状況を確認し、医師が遠隔地から必要な指示を出すということがある。

本日の実演を見学し、裁判所の手続に関しては、争点整理手続はウェブ会議の方法で十分に行えると感じたが、フェーズ2に移行して証拠調べ等を行うことを検討する際には、心証を形成する手続になるので慎重に進めた方がよいと考える。

◇：テレビ会議では、一方のみが発言を続けたり、また、発言に割って入ることが難しいため、自然と双方が順に発言をすることができる。そのため、冷静に議論を整理したい場合に向いている。反対に、忌憚なく意見をぶつけ合ってアイデアを出していきたい場合には、一か所に集まって議論した方がよいと考える。

現在、様々な場面でウェブ会議が活用されているが、その要因は、コストが下がってきたという点にある。一昔前のように費用をかけて専用の回線を引いたり

せずつも、スマートフォン等を用いて、容易にウェブ会議が行えるようになり、私自身も、スマートフォンにより十数人とウェブ会議を行うことがある。

また、女性活躍の推進を背景に、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、在宅勤務やテレワークといった働き方のニーズが高まってきたことも、ウェブ会議が活用されるようになった要因だと考える。

◇：ウェブ会議などの方法を日常的に利用しているが、スピード感を損なわずに仕事を行えるので、業務の迅速化にも資するものだと感じる。ただ、先ほどの実演を見て感じたが、ウェブ会議を裁判手続に導入するとすると、裁判官によるファシリテートが非常に重要になってくると思う。

また、直に顔を合わせないと上手く話せないという人や、IT機器の操作等が苦手な方のために、ウェブ会議等の方法だけでなく、裁判所に直接出頭する方法も選択できるようにしておくことが必要だと感じる。

さらに、私自身の仕事の関係では、インターンシップを希望する学生の面接をウェブ会議の方法で行ったことがあるが、通信回線の状況次第では、発言が十分に聴き取れなかったりすることもあった。ウェブ会議の方法は、本人の責めによらない部分で、通信の相手方にネガティブな印象を与えてしまう可能性がないとは言えないので、裁判の場面で利用する場合にも留意が必要ではないか。

最後に、先ほど実演のあった電話会議に関連するが、仮に一方当事者が裁判所に出頭しない期日が続いた場合、裁判所は他方の当事者のみと顔を合わせるものが続くことになるが、裁判の公正は維持できるのか。

▲：ウェブ会議等のITを裁判に導入することは、当事者の便宜のためのものであるから、当事者が出頭するのを拒むものではない。

また、通信環境などの技術的な条件については、裁判所としても重要視しているところである。弁護士会との間でIT化に向けた模擬裁判を繰り返す中で、問題点も明らかになってきているところであるので、試行に向けて着実に解決しな

ければならないと感じている。

加えて、一方当事者のみが期日に出頭した場合についてだが、裁判所は、公正を害することがないように、出頭当事者と手続外で何かやり取りをするということは厳に差し控えている。

▲：只今委員から御指摘のあった懸念や不安というのは、弁護士においても持っているようである。弁護士会との間でIT化に向けた模擬裁判を行う中で弁護士に話を聞いてみると、現在、実務上行われている電話会議の方法に関しても、できるだけこの方法にはよらずに裁判所に出頭したいという方が結構いる。

また、裁判官のファシリテートが重要との御指摘はそのとおりだと感じる。模擬裁判では、代理人役や当事者本人役を行うこともあるのだが、ウェブ会議の方法で手続を行うと、こちらが話したいことを話せないまま話題が変わってしまうということがあった。

◇：ビジネス等におけるオンラインでのファイル共有の利用シーンについて、Googleが提供するウェブ会議のサービスを用いて、10人で1つのファイルを操作して文書の修正等を行ったことがあるが、校正者の名前も表示され、とても便利だった。

また、本人訴訟の場合にウェブ会議の方法で手続を行うと、当事者の横にまったく関係のない人が座っていることもありえるのではないか。当事者のプライバシーや手続の守秘性を確保するためには、接続先を限定する等の配慮が必要ではないか。

▲：裁判所も、弁護士会との模擬裁判において、オンライン上で和解条項を校正・検討したことがある。複数名で1つの文書ファイルを操作しながらウェブ会議を行うのは、口頭でやり取りするよりも誤解が生じにくく、とても便利なものだと感じた。

また、委員から御指摘のあったように当事者のプライバシー等の問題について

だが、訴訟手続である以上、セキュリティが確保された環境で手続が行われることは重要であるが、その具体的な方法については、これから詰めていくことになる。

■：模擬裁判では、当事者の周囲に無関係な第三者がいないかを確認するため、カメラを左右に動かして周囲を映すという方法によったことがある。

◇：私の所属する団体でも、イントラネット上の共有フォルダで職員が様々なファイルを共有しているが、誤ってファイルを消去してしまったり、また、ルール外の場所に重要なファイルを格納する等の不都合も散見される。裁判の手続となれば、機密性の高い書類を多く電子化することになるためセキュリティを確保していく必要があるかと思うが、セキュリティを向上させれば、コストがかかったり、使い勝手が悪くなったりという事態も生じると考える。この点、裁判所はどのようにお考えか。

▲：訴訟記録の電子化については、まだ、検討を始めたばかりである。仮に訴訟記録をすべて電子化するとすると、現状の記録を前提にした場合、非常に膨大なデータになってしまうので、まずは、そもそもどの範囲で訴訟記録を電子化するのかということを考えていかないといけない。委員御指摘のとおり、セキュリティのレベルを上げれば、コストがかかり、利便性を損なうという問題も生じうるのはそのとおりである。

■：裁判のIT化を進めるには、ヒューマンエラーや故意による改ざんを防止しうるシステムを構築していく必要があり、今後検討を進めていくこととなる。

◇：将来的には、判決も電子化して当事者に交付するのか

▲：政府での検討項目には入っているようである。アメリカの最高裁などでは、当事者に判決を送ることはせず、裁判所が所定のウェブページに判決のデータを掲載する仕組みだと聞いている。そうした海外の制度も参考にし、検討がされていくのではないか。

○：裁判所は、IT化の目的を、裁判の質の更なる向上のためと考えている旨説明があったが、この点は、弁護士の立場としても賛成する。

内閣府の未来投資戦略が国際競争力の強化を主眼に置いていることからわかるように、民事訴訟手続のIT化は、日本の司法インフラが諸外国と比べて立ち遅れているという指摘を受けて議論されるようになったものである。ところが、裁判の利用者は、経済的な取引を行っている人に限らず、広く国民全般に及ぶものであるから、IT化を進めるに当たっては、裁判の公開、弁論主義、直接主義、口頭主義といった民事訴訟の原理原則との調整も必要である。また、IT弱者に対する手当てをどのようにするのかということも検討していく必要がある。さらに、中央と地方の問題もあり、例えば本庁だけ手続が完結できるとなると、支部の存続意義が乏しくなってしまうといった問題も考えられる。

このように様々な論点があることを踏まえた上で、IT化に向けて具体的な制度設定を進めていくべきだが、公開の法廷で行っている手続も含めてすべてIT化することには慎重であるべきだと考える。諸外国でも、口頭弁論の手続までIT化するほど先鋭化しているのは、シンガポールくらいだと聞いている。政府の取りまとめでは全面的なIT化ということを行っているが、裁判所はそこまで先鋭的なスタンスではないと感じた。

○：ウェブ会議等のIT導入が利便性を高めることは理解できるが、それが裁判の質の更なる向上にどのようにつながるのか。また、本日の説明で諸外国との比較が挙げられていたが、そもそも、諸外国の制度を模倣する必要はないという考え方もありうる。特に全面的にIT化した場合、従来のやり方と比較してそこまでメリットがあるものなのか。

▲：政府が、全面的なIT化が必要だという認識であることは、裁判所も理解している。法制面は政府で検討していくことになるので、裁判所としては、民事訴訟のプラクティスを改善し、国民にとってより使いやすいものにしていかなければ

ばならない。これまでの民事訴訟手続については、時間がかかる、裁判官や弁護士が何を行っているのかわかりにくい等といった御批判を頂戴することがあったが、本日実演でお示ししたようなITツールの導入によって、これらの点がクリアになり、よりわかりやすく、よりの確な判断がされ、国民にとってより使い勝手の良い裁判を実現できるのではないかと。

また、諸外国との比較に関してだが、日本の司法制度だけが諸外国に比べて特殊なものだと、例えば、海外の企業が日本のビジネスへ参入することへの障壁となることもありうる。こうした点から、諸外国の制度も参照しながら、日本における民事手続のIT化の検討を進めているものである。

○：委員の皆様それぞれの業界の中で、様々なITツールが活用されていることが理解でき、また、ITとの距離の取り方についても御意見を伺うことができ、非常に参考になった。民事の紛争は社会の中で起きているものであるため、裁判所に持ち込まれる紛争も現在ではITを前提としたものになっており、手続をIT化させるのも時代の必然である。さらに、実演を通じて、ITツールを導入した際には裁判官によるファシリテートが重要であるとの御意見があったが、民事訴訟の争点整理の技法等にもつながる話であり、IT化の問題は、単に技術的な話で終わるものではなく、民事訴訟手続の本質的な部分に関わるものなのだと感じた。

## 7 次回のテーマ

裁判所における災害対策について

## 8 次回期日

令和元年7月19日（金）